

ID: 10

担当部署: 市民生活部 市民活動推進課

処分の概要	助成金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市地区集会所建設等の助成に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成17年条例第10号		
【根拠条文】 (助成金の返還) 第7条 市長は、助成金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。 (1) 助成金を事業目的以外に使用したとき。 (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。 (3) その他不正の行為があったとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日